許可を受けるには

（１）営業許可を受けるためには、営業する場所を管轄する保健センターに「許可を要する営業」の申請手数料を添えて営業許可申請書を提出することから始まります。申請書は少なくとも営業開始予定日の 20 日前までに提出してください。

この申請書の作成にあたっては「申請書の書き方」を参考にしてください。

〇申請・手数料納付は、窓口又はオンラインで行うことができます。

窓口で申請する場合	オンラインで申請する場合
営業する場所を管轄する保健センター（p.21）に申請書を提出してください。 あわせて、手数料をお支払いください。	食品衛生申請等システム（p.19）で申請してください。 手数料は窓口又はオンラインで納付できます。 オンライン納付を希望する場合、下の【留意事項】をよく確認したうえで、営業する場所を管轄する保健センターへお申し出ください。

窓口での手数料納付手段	オンラインでの手数料納付手段
・**現金** ※おつりのないようご用意ください。 ・**キャッシュレス決済** （クレジットカード、交通系 IC カード、電子マネー、コード決済） 【留意事項】 ・キャッシュレス決済を利用された場合、本市への入金が確認できるまで(概ね２か月程度)は、領収書の発行ができません。すぐに領収書が必要な場合は現金でお支払いください。 （注）キャッシュレス決済の場合は「ご利用明細書」をお渡しいたします。	・**クレジットカード**のみ 【留意事項】 ・領収書は発行しておりません。 ・クレジットカード以外でお支払いを希望される場合、又は領収書が必要な場合は、窓口でお支払いください。

（２）申請書を提出すると、次の経過を経て営業を始めることができます。

ア　営業施設が完成すると、保健センターの食品衛生監視員が施設の実地審査を行います。

その際、施設の概要を説明できる責任者（営業者）が立ち会うようにしてください。

イ　施設の実地審査の結果、「営業施設の基準」に適合していると認められると、数日中に「営業許可書」が交付され営業を開始することができます。

しかし、「営業施設の基準」に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、再度確認を受けてください。

○営業開始前に留意する関係法令・相談先

都市計画法に定められた用途地域により、建築基準法上、飲食店などが建築（用途変更も含みます。）できないことがあります。

詳細につきましては、次のところへお問い合わせください。

［用途地域の照会］　住宅都市局都市計画部都市計画課用途地域照会窓口
TEL：972−2797

［建築基準法の照会］　住宅都市局建築指導部建築審査課
TEL：972−2929　FAX：972−4159

消防法や火災予防条例により、店舗の利用形態及び規模等に応じて、消防用設備等（消火器、スプリンクラー設備、誘導灯など）の設置や各種届出（防火管理者の選任届出書、消防計画作成（変更）届出書など）が必要となる場合があります。

詳細につきましては、営業される行政区の消防署予防課までお問い合わせください。

千種消防署　764-0119	東 消防署　935-0119	北 消防署　981-0119	西 消防署　521-0119
中村消防署　481-0119	中 消防署　231-0119	昭和消防署　841-0119	瑞穂消防署　852-0119
熱田消防署　671-0119	中川消防署　363-0119	港 消防署　661-0119	南 消防署　825-0119
守山消防署　791-0119	緑 消防署　896-0119	名東消防署　703-0119	天白消防署　801-0119

夜間の営業に伴う騒音や、住居系地域における深夜の音響機器の使用、事業場からのにおいには規制があります。また、一定能力以上の排風機等を設置する場合は、事前に届出が必要となります。

詳細につきましては、次のところへお問い合わせください。

【西区公害対策課（担当区：東・北・西・中村・中）】
TEL：523−4613　FAX：523−4634

【港区公害対策課（担当区：熱田・中川・港）】
TEL：651−6493　FAX：651−5144

【南区公害対策課（担当区：瑞穂・南・緑・天白）】
TEL：823−9422　FAX：823−9425

【名東区公害対策課（担当区：千種・昭和・守山・名東）】
TEL：778−3108　FAX：778−3110

健康増進法により、新規に開店する店舗については原則屋内禁煙にしなければなりません。

ただし、法律に定める技術的基準を満たした喫煙室は店舗内に設置できます。

詳細につきましては、次のところへお問い合わせください。

健康福祉局健康部健康増進課
TEL：972−4058

